

別紙様式第11

物品等又は役務の名称及び数量	随意契約担当部課の名称及び所在地	随意契約を締結した日	随意契約の相手方の氏名及び住所	随意契約に係る契約金額	随意契約による理由
小荷物専用昇降機6号機（特別養護老人ホーム）	事務課 沖縄県那覇市安謝2丁目15番2号	令和6年10月15日	沖縄県エレベーター保守事業協同組合 沖縄県那覇市曙2丁目24番13号 曙沖商ビル7-D	1,760,000円	契約業者は、当該施設の保守業者であり、機器の仕組みやトラブル時の対応等を把握・熟知している。また、一部既存部品を使用しての準撤去リニューアル工事の為、既存部品との互換性を安全に維持することができる唯一無二の業者である。同工事を安全かつ早急に実施できるのは同社のみであり競争に付することが不利（緊急に契約をしなければ、契約する機会を失い、又は著しく不利な価格をもって契約しなければならないおそれがある）と認められる場合に該当するため。（日本赤十字社会計規則第36条第4項、日本赤十字社社会福祉施設特別会計規則第10条第2項、同施行細則第11条第1項）
小荷物専用昇降機7号機（特別養護老人ホーム）	事務課 沖縄県那覇市安謝2丁目15番2号	令和6年10月15日	沖縄県エレベーター保守事業協同組合 沖縄県那覇市曙2丁目24番13号 曙沖商ビル7-D	1,760,000円	契約業者は、当該施設の保守業者であり、機器の仕組みやトラブル時の対応等を把握・熟知している。また、一部既存部品を使用しての準撤去リニューアル工事の為、既存部品との互換性を安全に維持することができる唯一無二の業者である。同工事を安全かつ早急に実施できるのは同社のみであり競争に付することが不利（緊急に契約をしなければ、契約する機会を失い、又は著しく不利な価格をもって契約しなければならないおそれがある）と認められる場合に該当するため。（日本赤十字社会計規則第36条第4項、日本赤十字社社会福祉施設特別会計規則第10条第2項、同施行細則第11条第1項）